## 五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月27日

五泉市監査委員 酒 井 俊 明 佐 藤 浩

## 1. 監査の種類

財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市村松黄金の里会館 (指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー)

商工観光課(指定管理に関する事務の所管課)

3. 監査の期間

令和5年4月24日~令和5年5月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
1	月次の収支報告において、市と指定 管理者双方のチェック機能が果たされ ておらず、転記ミス等が見過ごされ、 誤った額で年間収支実績報告書が作成 されている。再発防止のためチェック 体制及びマニュアル等を整備し、適正 な出納業務及びリスクマネジメントに 努められたい。	今後は指定管理者内でのチェックが 機能するように、二重ではなく三重 チェックする体制を再整備いたしま す。 また市に提出される月次の収支報告 を再度確認し、今後このようなことが ないように、適正な出納業務及び再発 防止に努めてまいります。
2	自主事業について、指定管理者業務 と明確に区分されていない状況が見受 けられる。双方で事業内容を精査・協 議し、適正な業務管理に努められた い。	自主事業として、利用者の利便性向上のため清涼飲料水自動販売機を1台設置しておりますが、今後は台帳により指定管理業務と明確に区分し、適正な業務管理に努めてまいります。